

## 東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法第6条第1項に基づく広域的な協力の要請について

平成24年3月16日付で、都道府県知事及び政令指定都市長あてに、内閣総理大臣及び環境大臣から、東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理への協力要請があり、兵庫県では、次のとおり回答しました。

### 回答内容

県では、関西広域連合で作成した「関西広域連合における東日本大震災の災害廃棄物処理に関する考え方」に基づき、処理対象を可燃廃棄物とし、県内市町に協力を要請していくこととしています。

今後、4月9日に説明会を開催し、それぞれの市町の状況を把握のうえ、具体的な受入可能量等を回答します。